

## C5.1 競技者代理人

### 1. 競技者代理人

- 1.1 競技者は、自分の競技プログラムの交渉業務および契約を交わしたその他の事項を競技者代理人に委託することができる。または競技者自身が自らの競技プログラムの交渉をすることができる。
- 1.2 暦年末時点で標準種目の「WAトップ30人」のリストに記載されている競技者は、その翌年に、競技者代理人でない人物との間で、上記の業務にかかわる未公認の競技者代理人との間で業務委託契約を締結したり、かかる契約の期間を延長したりしてはならない。
- 1.3 加盟団体は、合理的に行動し、競技者代理人を公認し承認する責任を負う。各加盟団体は、自国の競技者の代理を務める競技者代理人、加盟団体の国または地域内に事務所を有する競技者代理人、ならびに自国の国民である競技者代理人に対し、管轄権を有するものとする。
- 1.4 カウンシルは、加盟団体のかかる責務遂行を支援するために、競技者代理人に関する規程を発行しなくてはならない。さらに、競技者代理人規程で、競技者代理人に関する各加盟団体の規程に盛り込むべき必須要件を提供しなくてはならない。
- 1.5 各加盟団体はその憲章の中に以下の条項を盛り込まなくてはならない。「競技者と競技者代理人とで交わされるすべての契約書は、WA競技会規則及び競技者代理人規程に合致しなくてはならない」
- 1.6 競技者代理人は、高潔な人格と立派な評判の持ち主でなくてはならない。求めに応じて、代理人の業務を担当するに足る十分な教養と知識を有することを証明するために、当該規程に従って実施する試験に合格しなければならない。
- 1.7 競技者代理人を公認及び承認した各加盟団体は、毎年その一覧 をWAに提出しなければならない。またWAは公認競技者代理人リストを毎年発行するものとする。
- 1.8 これら規則や規程に反した競技者および競技者代理人は、本規則および規程により処罰の対象となる。